

技術提案書（プロポーザル）提出要領

令和7年11月10日

四万十町教育委員会 学校教育課

1 名称

令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務委託

2 趣旨

現在の四万十町立十和小学校は、昭和42年に建築された延床面積1820.2㎡（敷地面積7,254㎡）の施設であり、建築から58年を経過している。また、隣接している四万十町立十和中学校も、昭和40年に建築された延床面積1,732㎡（敷地面積12,875㎡）の施設であり、建築から60年を経過しており、両校ともに施設の老朽化やトイレや階段等のバリアフリー化が進んでないなど、様々な課題を抱えている。

このような課題を解決し、両校の児童・生徒が安心して学べる環境を整えるため、現在の四万十町立十和中学校の敷地内に、小学校・中学校の合同校舎を新築整備するものである。

3 対象事業者

高知県内に本社、もしくは営業所を有し、1級建築士が2名以上在籍する事業者とする。

4 基本設計業者選定の方式

技術提案書の提出を受けた後、選定委員会において審査等を行い当該業務に最も適した設計者を特定します。なお、この決定に際しては提案事業者にプレゼンテーション等を依頼する場合があります。

決定された設計者は、本委託業務を受託することができます。ただし、業務範囲や期間の詳細については別途提示とし、報酬については見積書を徴し、予定価格の範囲において別途協議、決定を行います。

この場合、委託者からの特別な指示及び要請のある場合を除き、技術提案書により提示された「本業務の実施体制」により履行するものとします。

5 プロポーザルの特定基準

(1) 事務所の実力

主要業務実績・類似業務実績・技術力 等

(2) 担当チームの能力

技術職員の経験と能力・協力事務所使用の妥当性 等

(3) 担当チームの対応（業務実施方針及び技術提案）

提案の的確性・独創性・実現性

業務実施方針の妥当性

工程計画・動員計画の妥当性

取組意欲 等

6 主催者及び事務局

(1) 主催者

四万十町

(2) 事務局

四万十町教育委員会 学校教育課

7 業務の概要

(1) 業務委託にあたっての基本的な考え方

業務委託内容については、別紙ーⅠ「業務委託内容一覧」によるものとし、各期間内に事務局が必要とする成果品を提出するものとします。設計者は学校、保護者、他関係者及び発注者に対して全体の意思疎通を図る必要があります。

設計者は説明、協議内容の記録及び取りまとめを行い、期間内に関係者が合意する基本設計図やその他検討資料を作成し、成果品として提出して下さい。

(2) 業務の実施上特に配慮すべき事項

提案にあたっては、下記事項に特に配慮したうえで行って下さい。

- ☐ 1ー快適な保育空間と低ランニングコストに配慮し、災害時にも安全性の高い施設整備について
- ☐ 2ー関係者に対して全体の意思疎通を図り、合意の得られる基本設計を作り上げる手法について
- ☐ 3ー木材の積極的な活用を図るとともに、四万十川の景観に配慮した外観及び内装イメージの提案について

8 事業実施予定期間

委託期間（予定）：令和7年12月下旬～令和8年3月下旬

9 技術提案に係る事項等

(1) 質問及び回答

別紙、質問書に簡潔にまとめ、令和7年12月5日（金）午後3時までに事務局までメールにて提出下さい。質問が無い場合も質問書にその旨を記載し、期限までに同様に提出して下さい。

提出された質問は、令和7年12月10日（水）までにメール返信により回答し

ます。

(2) 提出を求める図書（別紙書式によること）

- ① 提出書（表紙） 【様式 1】
- ② 本業務の実施体制 【様式 2】
- ③ 担当チームの資格 【様式 3】
- ④ 総括責任者の主要業務実績及び事務所の同種・類似業務実績 【様式 4】
- ⑤ 総括責任者の主要業務実績（詳細） 【様式 5】
- ⑥ 事務所の同種・類似業務実績（詳細） 【様式 6】
- ⑦ 基本設計工程計画 【様式 7】
- ⑧ 本業務の実施方針 【様式 8】
- ⑨ 快適な教育空間と低ランニングコストに配慮し、災害時にも安全性の高い施設整備について 【様式 9】
- ⑩ 関係者に対して全体の意思疎通を図り、合意の得られる基本設計を作り上げる手法について 【様式 9】
- ⑪ 木材の積極的な活用を図るとともに、四万十川の景観に配慮した外観及び内装イメージの提案について 【様式 9】
- ⑫ 本業務についての提案 【様式 10】

(3) 提出部数

提出書類を様式順に、A4判(縦)ホッチキス左綴じとして7部提出して下さい。

カラーコピーを用いても結構です。

なお、提出書類の表紙には、独自の表紙や裏表紙、背表紙、ビニールフィルム等によるカバーをしないで下さい。

(4) 提出期限

○意思確認書

令和7年11月25日(火) 17:00 必着(郵送又は mail にて提出)

○技術提案書

令和7年12月12日(金) 17:00 必着(書留郵送又は持参にて提出)

(5) 提出先

〒786-8501

高知県高岡郡四万十町琴平町16-17

四万十町教育委員会学校教育課 (横山 光一)

TEL: 0880-22-2594 e-mail: 113000@town.shimanto.lg.jp

(6) 選定委員会及び選定結果

・選定委員会は教育長、教育次長、十和地域振興局長、建設課職員、十和小学校校長及び十和中学校校長で組織し、令和7年12月18日(木)にプレゼンテーション審査を行う予定です。

・審査結果については、選定委員会にて協議を行った後、令和7年12月下旬を

目途に全ての提出者へ文書で通知します。

(7) 提案に要する経費

提案に要する経費等はすべて提案者の負担とします。

10 無効となる技術提案書

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書は無効となることがあります。

- ① 提出場所、提出方法等この要領に適合していない場合。
- ② 提出要領に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- ③ この案件に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- ④ 書類に過不足があり、審査に適さない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。

11 その他

- ① 提出された技術提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- ② 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- ③ 提出された書類は、返却しません。
- ④ 特定されたプロポーザルの内容については、公表する場合があります。
- ⑤ 技術提案書を事務局で受理した後は、その追加及び修正は認めません。また、記載された配置予定の技術者は、罹病、死亡等極めて特別な場合を除き変更することはできません。
- ⑥ 本提出要領等、四万十町より受領した全ての資料については、本町の了解なく公表、使用することはできません。
- ⑦ 審査の内容、結果についての異議申立は認めません。
- ⑧ 本町は、特定された設計者と本件の基本設計業務について随意契約を行う予定ですが、設計内容についてはプロポーザルの提案内容に縛られるものではありません。
- ⑨ 本件に関して、電話又は口頭による問合せにはお答えできません。
- ⑩ 特定された技術提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、その使用权は本町に帰属します。
- ⑪ 提出の参加をする設計者の数が、所期の目的が達せられる数未満となった場合、技術提案書の提出を中止し、選考方法を再検討します。
- ⑫ 技術提案書について、必要があると選考委員会が判断した場合には、個別にヒアリング等を行う場合があります。